「自動けいぞく（累積）投資約款」新旧対照表

改正後	現行
第３条（金銭の払込み） お客さまは、投資信託の買付にあてるため、１回の払込みにつき当行所定の単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができます。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定」に基づき、お客さまが、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）または特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）で行う取引での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。 ただし、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定」により、お客さまがつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外での累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。 ２　『しがぎん』投信積立による買付の場合は、別に定める『しがぎん』投信積立規定によるものとし、つみたて投資枠を利用した投信積立のお申込みをされる場合には、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定」にもしたがうものとします。	**第３条（金銭の払込み）** （1）申込者は、投資信託受益権の買付にあてるため、１回の払込みにつき当行所定の単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」に定める非課税累積投資契約に基づき、申込者が、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてＮＩＳＡ」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。 ただし、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」により、申込者がつみたてＮＩＳＡでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてＮＩＳＡ以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。 （2）『しがぎん』投信積立による買付の場合は、別に定める『しがぎん』投信積立規定によるものとし、つみたてＮＩＳＡでのお申込みをされる場合には、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」にもしたがうものとします。
第11条（約款の変更） この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。	**第11条（約款の変更）** （1）この約款の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。